

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社m o i
主たる事務所の所在地	〒735-0004 広島県安芸郡府中町山田二丁目 17 番 23 号 202
代表者	代表取締役 和田知恵
設立年月日	令和 5 年 7 月 6 日
電話番号	082 - 546 - 9692

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション安芸通り	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒735 - 0007 広島県安芸郡府中町石井城二丁目 10 番 23 号 PLUSBLD301	
電話番号	082 - 546 - 9692	
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 2 月 1 日指定	3463290084
管理者の氏名	和田知恵	
通常の事業の実施地域	安芸郡、広島市【中区、南区（金輪島、似島を除く）、東区（牛田・戸坂を除く、福田区域：1 丁目内のみ、中山区域：中山東・中山鏡が丘・中山南のみ）安芸区、東広島市】	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師・准看護師(以下「訪問看護職員」といいます。)が、お宅を訪問して療養上のお世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月14日から8月16日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後18時まで（緊急時24時間対応）

6. 事業所の職員体制

区分	資格	常勤（人）	非常勤（人）	兼務	職務内容	計
管理者	看護師			1	管理業務・訪問看護	1
訪問看護師	看護師	1			訪問看護	1
訪問看護師	准看護師		1		訪問看護	1

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名 和田知恵

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

<介護保険による場合>

サービス内容	項目	単位	自己負担額	自己負担額	自己負担額	備考
			(1割)	(2割)	(3割)	
訪問看護 (要介護1～5)	20分未満	314単位	336円	672円	1,008円	・介護保険関連の法令(R6年度改正)に基づき定められた料金です。 ・料金は介護報酬告示額に府中町の地域加算1単位＝10.70を乗じて算出しています。 ・各種公費負担証をお持ちの方は、利用料の自己負担分を助成する制度があります。
	20分未満 (准看)	283単位	303円	606円	909円	
	30分未満	471単位	504円	1,008円	1,512円	
	30分未満 (准看)	424単位	454円	908円	1,362円	
	30分以上60分未満	823単位	881円	1,762円	2,643円	
	30分以上60分未満 (准看)	741単位	793円	1,586円	2,379円	
	1時間以上90分未満	1128単位	1,207円	2,414円	3,621円	
	1時間以上90分未満 (准看)	1015単位	1,086円	2,172円	3,258円	

各種加算料金

項目	単位	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額(3割)	備考
初回加算Ⅰ(初回のみ)	350単位	375円	750円	1125円	※月に1回算定
初回加算Ⅱ	300単位	321円	642円	963円	
退院時共同指導加算	600単位	642円	1,284円	1,926円	
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位	614円	1,228円	1,842円	
口腔連携強化加算(月1回)	50単位	54円	108円	162円	
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	535円	1,070円	1,605円	
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	268円	535円	803円	
ターミナルケア加算	2500単位	2,675円	5,350円	8025円	
複数名加算 30分未満	254単位	271円	543円	815円	
複数名加算 30分以上	402単位	431円	861円	1,291円	
長時間訪問看護加算(90分以上)	300単位	321円	642円	963円	

・料金の計算過程における端数処理により、実際の請求金額と若干異なる場合があります

- ・平常の時間帯(午前9時から午後6時)以外でサービスを行う場合は、次の割合で料金が割増されます。
- ・夜間(午後6時から午後10時まで): 所定単位数の**25%増**
- ・早朝(午前6時から8時まで): 所定単位数の**25%増**
- ・深夜(午後10時から午前6時まで): 所定単位数の**50%増**

<医療保険による場合>

サービス内容	金額		自己負担額	自己負担額	自己負担額
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5550円	555円	1110円	1665円
	週3日目まで (准看)	5050円	505円	1010円	1515円
	週4日目以降	6550円	655円	1310円	1968円
	週4日目以降 (准看)	6050円	605円	1210円	1815円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	週3日まで 同一日2人	5550円	555円	1110円	1665円
	同3人以上	2780円	278円	556円	834円
	週4日目以降 同一日2人	6550円	655円	1310円	1968円
	同3人以上	3280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	1回	8500円	850円	1700円	2550円

乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者に該当 1,800円/日	180円	360円	540円
	上記以外の場合 1,300円/日	130円	260円	390円
複数名訪問看護加算 2人以上	4,500円/1日	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問 4,500円/日	450円	900円	1,350円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日 7,670円	767円	1534円	2301円
	月の2回目以降 3,000円	300円	600円	900円
早朝・夜間訪問看護加算(6～8時・18時～22時) 2100円/回 深夜訪問看護加算(22時～6時) 4200円/				

<病状によって下記の料金が加算されます>

退院時共同指導加算	8,000 円／回	80 円	160 円	240 円
退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
特別管理指導加算	2,000 円／回	200 円	400 円	600 円
特別管理加算	2,500 円／月	250 円	500 円	750 円
	重症度の高い場合 5,000 円／月	500 円	1,000 円	1,500 円
24 時間対応体制加算	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで 2,650 円／日	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降 2,000 円／日	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円／月	5 円	10 円	15 円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
複数名訪問看護加算 2 人以下	4,500 円／1 日	450 円	900 円	1,350 円
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回訪問 4,500 円／日	450 円	900 円	1,350 円
	1 日に 3 回訪問 8,000 円／日	800 円	1,600 円	2,400 円
長時間訪問看護加算(90 分以上)	5,200 円／日	520 円	1,040 円	1,560 円
在宅患者連携指導加算(月 1 回)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算(月 2 回)	2,000 円	200 円	400 円	600 円

・料金の計算過程における端数処理により、実際の請求金額と若干異なる場合があります。

<精神科訪問看護>

職種	訪問頻度	訪問時間	精神科訪問看護基本療養費	
			(I)	(VI)
保健師、看護師、 作業療法士	週3日目まで	30分未満	4,250円	8,500円
		30分以上	5,550円	
	週4日目以降	30分未満	5,100円	
		30分以上	6,550円	
准看護師	週3日目まで	30分未満	3,870円	
	週3日まで	30分以上	5,050円	
	週4日目以降	30分未満	4,720円	
	週4日目以降	30分以上	6,050円	

		1割負担額	2割負担額	3割負担額
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日 7,670円	767円	1,534円	2,301円
	月の2回目以降 3,000円	300円	600円	900円
24時間対応体制加算	6,520円	652円	1,304円	1,956円
退院時共同指導加算	8,000円/回	80円	160円	240円
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別管理指導加算	2,000円/回	200円	400円	600円
特別管理加算	2,500円/月	250円	500円	750円
	重症度の高い場合 5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
訪問看護ターミナルケア療 養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

<精神科訪問看護加算項目>

加算項目		制限	加算
精神科緊急訪問看護加算		1日につき(1回に限り)	2,650円
長時間精神科訪問看護加算		90分を超える場合、週1回に限り (対象者に限り)	5,200円
複数名訪問看護加算 (30分未満の場合を除く)	原則週3日まで(一部対象者は制限なし)	① 保健師または看護師 +他の保健師、看護師、作業療法士	1日に1回:4,500円 1日に2回:9,000円 1日に3回以上:14,500円
		② 保健師または看護師+准看護師	1日に1回:3,800円 1日に2回:7,600円 1日に3回以上:12,400円
	週1回まで	③ 保健師または看護師+准看護師	3,000円
	制限なし	上記①②で、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合、精神科特別訪問看護指示書による場合	
精神科複数回訪問加算		1日2回訪問	4,500円
		1日3回以上訪問	8,000円
夜間・早朝訪問看護加算 または深夜訪問看護加算		夜間(18時~22時) 早朝(6時~8時)	2,100円
		深夜(22時~6時)	4,200円

<介護予防訪問看護>

サービス内容	項目	単位	自己負担額	自己負担額	自己負担額	備考
			(1割)	(2割)	(3割)	
訪問看護 (要支援)	20分未満	303単位	324円	648円	972円	・介護保険関連の法令(R6年度改正)に基づき定められた料金です。 ・料金は介護報酬告示額に広島市の地域加算1単位＝10.70を乗じて算出しています。 ・各種公費負担証をお持ちの方は、利用料の自己負担分を助成する制度があります。
	20分未満 (准看)	273単位	292円	584円	876円	
	30分未満	451単位	483円	966円	1,449円	
	30分未満 (准看)	406単位	434円	868円	1,302円	
	30分以上60分未満	794単位	850円	1,700円	2,550円	
	30分以上60分未満 (准看)	715単位	765円	1,530円	2,295円	
	1時間以上90分未満	1,090単位	1,166円	2,332円	3,498円	
	1時間以上90分未満 (准看)	981単位	1,050円	2,100円	3,150円	

各種加算料金

項目	単位	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額(3割)	備考
初回加算Ⅰ(初回のみ)	350単位	375円	750円	1,125円	※月に1回算定
初回加算Ⅱ	300単位	321円	642円	963円	
退院時共同指導加算	600単位	642円	1,284円	1,926円	
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位	614円	1,228円	1,842円	
口腔連携強化加算(月1回)	50単位	54円	108円	162円	
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	535円	1,070円	1,605円	
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	268円	536円	804円	
複数名加算 30分未満	254単位	272円	544円	816円	
複数名加算 30分以上	402単位	430円	860円	1,290円	
長時間訪問看護加算(90分以上)	300単位	321円	642円	963円	

<保険外の訪問看護> 保険を使えない・使わない場合の訪問サービスの利用料は全額自己負担金となります

項 目		料 金	備 考
訪問看護…① (30 分につき)	日中(9-18 時)	4,000 円	
	夜間・早朝	4,500 円	
	深夜(22-6 時)	6,000 円	
訪問看護超過時間利用料	10 分毎 1,500 円		
日曜・祝祭日(30 分につき)	①に準ずる	-	①に加算 2,000 円
交通費	1kmにつき	50 円	通常の実施地域を越えた場合
衛生材料費	1 回	実費	
死後の処置料	1 回	30,000 円	

- ・上記料金項目以外にも、実費で請求をする場合があります。
- ・今後利用料金の改定をすることがあります。

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	一律 2,000 円

(2) 支払い方法

上記の利用料（利用者様負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

- ① 集金 ②銀行口座自動引き落とし ③銀行振込

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月 20 日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 広島信用組合 府中支店 普通口座 0258597

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 訪問看護ステーション安芸通り	管理者 和田知恵 電話番号 082 - 546-9692
---------------------------	---------------------------------

・その他の苦情相談窓口

広島県国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口	広島国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情窓口
電話・FAX・番号	TEL:082 - 554 - 0783 FAX:082 - 511 - 9126
住所	広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館
相談受付時間	午前 8 : 30～午後 5 : 15 まで (月～金)

府中町高齢介護課介護保険係	電話 082 - 286 - 3235
府中町高齢介護課介護認定係	電話 082 - 286 - 3233
府中町高齢介護課高齢者福祉課	電話 082 - 286 - 3256
府中町地域支援センター	電話 082 - 285 - 7290

海田町	長寿保険課	082-823-9609
坂町	保険健康課	082-820-1504
熊野町	高齢者支援課	082-820-5605
東区	福祉課	082-568-7732
南区	福祉課	082-250-4138
安芸区	福祉課	082-821-2823
東広島市	介護保険課	082-420-0937

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

・苦情があった場合は直ちに管理者が相手方に連絡を取り、面接し、詳しい事情を確認し迅速に対応する

・社内で対策を検討する

・検討した内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する)

・所内会議を開催し、全職員に再発防止を伝える

・事業所において処理しえない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処する

1 2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	和田 知恵
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による

(7) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください。

● 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(3) 禁止行為

① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

② 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

※上記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

職員に対する心遣い(お茶やお菓子など)は昨今の感染症流行も踏まえ、受け取らない決まりとしております。ご協力よろしくお願ひいたします。

重要事項説明年月日 令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 広島県安芸郡府中町山田二丁目 17 番 23 号 202
事業者（法人）名 株式会社m o i
代表者職・氏名 代表取締役 和田知恵 印
説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人） ※該当する方に○印
住所

本人との続柄
氏名 印

立会人 住所
氏名 印

※ 緊急時訪問看護加算

利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算

指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。

→①～⑤に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④ 真皮を超える褥瘡の状態

⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算

在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ .多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ .急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。

(退院時共同指導料を算定する場合は算定しません)

※ 退院時共同指導料

入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。

(初回加算を算定する場合は算定しません)

※ 看護・介護職員連携強化加算

痰吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算

二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。